

国民年金

「年金時効特例法」の施行について

平成19年7月6日の「年金時効特例法」の施行に伴い、年金記録の訂正による年金の増額分は、5年間の時効により消滅した分を含めて、ご本人、又は遺族の人へ全額をお支払いすることができるようになりました。対象となるのは、時効消滅により受け取ることができなかった年金の増額分などがある、次の人々です。

●すでに年金記録が訂正されている人

① 年金記録の訂正により年金額が増えた人

② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった人

③ ①や②に該当する人が亡くなられている場合には、そのご遺族の人は、その後、年金記録が訂正される人

④ 今後、年金記録が訂正された結果、右記①～③と同様に年金額が増える人



●今後、年金記録が訂正される人
記録訂正の手続以外に特別な手続は必要ありません。自動的に5年を経過した分の年金額もお支払いします。

▼必要な手続き

●年金の受給開始後、すでに年金記録が訂正されている人
社会保険庁から、あらかじめ必要な事項を印刷した用紙を平成19年9月より順次発送しています。

また、今すぐに手続をしていただくこともできます。その場合には、宇都宮西社会保険事務所に具体的な手続についてお問い合わせください。

●今後、年金記録が訂正される人

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係 ☎9134
宇都宮西社会保険事務室 ☎028(622)4222

平成20年4月から『後期高齢者医療制度』が始まります！

現在、75歳以上の人（一定の障害がある人は65歳以上）は、国民健康保険や社会保険に加入しながら、老人保健制度で医療機関にかかっています。

しかし平成20年4月からは、新しい「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかるようになります。制度の主な内容は、次のとおりです。

すべての被保険者が保険料を納めることとなります。

	老人保健法による医療制度 (平成20年3月31日まで)	後期高齢者医療制度（平成20年4月から）
運 営 主 体	市町	県内の全市町が加入する栃木県後期高齢者医療広域連合
対 象 者	75歳以上のすべての人（65歳以上の一定の障害のある人）	左記に同じ
医 療 保 険	国保、社保等の健康保険に加入	国保、社保等の健康保険から離脱し、後期高齢者医療制度の対象者になります
保 険 料	加入する医療保険に保険料を支払います	後期高齢者医療広域連合（ただし、保険料の徴収は市町の担当課が行います）
患 者 の 窓 口 負 担	1割負担（現役並所得者は3割負担）	左記に同じ

・これまでと異なり、扶養者、被扶養者と区別せず、1人ひとりが保険料を納めるようになります。

保険料率は、原則として県内で統一されます。（離島、その他例外有り）

・同一県内でしたら、どの市町にお住まいでも、原則として同じ保険料率になる予定です。

その保険料率に関しては、現在、栃木県後期高齢者医療広域連合において、検討中です。

保険料の納付について

保険料は介護保険と同様、年金から天引きされますので（年間の年金受給額18万円以上の人）、今までのように保険料を納めに金融機関窓口に行く必要がなくなります。ただし、年金から天引きできない人などは、直接納付書で納めていただくこととなります。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎9134